

見える綾瀬市社協をつくる

第三次綾瀬市地域福祉活動計画策定に合わせ、綾瀬市社協としての取り組みをまとめ「見える綾瀬市社協をつくる」ための指針を作りました。

※「見える綾瀬市社協をつくる」策定にあたりアンケート調査を実施。結果概要は次のとおりでした。

- ・社協会費を払うことのメリットが分からぬ。
- ・積極的な地域への介入、計画の進行管理をきちんと行ってほしい。
- ・情報が伝わりにくい。
- ・ソーシャルアクション、改善要求の出来る組織になってほしい。
- ・社協の活動が良く分からない。

ダイジェスト版

見える綾瀬市社協実現のための6つの目標

目標1 市社協会費、共同募金が住民に還元されている実感を持ってもらう。

市民や企業等からいただいた会費や募金は、様々な事業に役立っています。会費等充当事業について、その使途を明確にし、広報やキャラバン活動等でお知らせしていく工夫を行っていきます。また、会費を納めることのメリットについて、検討を行っていきます。

目標2 広報活動の充実を図り、より情報が伝わりやすい仕組みをつくる。

現在、年4回の広報紙、フェイスブック等で市社協活動を周知していますが、より読みやすい紙面づくりを検討していきます。また、パソコンやスマートフォンの普及により、フェイスブックのような情報を発信、拡散する手段が変化する中で、双方向の情報共有についても検討を行います。

目標3 市社協活動への住民参加を促進する。

市社協の活動には、市民の皆様が、様々な形で参加・参画していただいている。第三次綾瀬市地域福祉活動計画推進にあたっても、団体、個人、企業、施設と多くの方々の協力が不可欠となっています。住民参加型事業への協力者、ボランティアの登録促進に努めています。また、市民参加が図れる従来のイベント事業についても充実を図っています。

目標4 社会福祉に関する相談を気軽に受けすることが出来る仕組みをつくる。

福祉当事者相談、総合相談窓口を開設しています。また、地区社協を相談窓口とする取り組みを始めています。
地域で生活課題を相談できる窓口を増やす取り組み、相談を受ける側の資質向上などに努めています。

目標5 地域のニーズや情報をキャッチする仕組みをつくる。

地域で活動を行っている団体の会議に出席し、必要な情報の収集に努めています。また、福祉に関わる団体の連絡会等を開催しています。

より住民目線で細やかにニーズを収集するため、市民や団体等からの意見や要望を受け止められる環境整備を行います。

目標6 住民から必要とされる組織基盤を整備する。

会員組織である市社協の強みを生かすため、積極的に組織へ参画していただける環境を整えます。

会員、役員、事務局、組織一体での課題共有に努めます。

また、事務局職員においては、幅広い福祉制度への知識を習得し、市民に対するサービス向上のための専門性を高めて参ります。

第三次綾瀬市地域福祉活動計画

編集・発行：社会福祉法人 綾瀬市社会福祉協議会
所在地：神奈川県綾瀬市早川1550 綾瀬市役所10番窓口
電話：0467(77)8166
FAX：0467(79)1812
E-mail：info@ayase-shakyo.or.jp
URL：http://www.ayase-shakyo.or.jp/
Facebook：綾瀬市社会福祉協議会



平成26年4月

第三次 綾瀬市 地域福祉活動計画

～ともに支えあうまちづくりを～



綾瀬市地域福祉活動計画とは

私たちが、住み慣れた地域で長く安心して生活していくために、私たちの地域で生活をするものや施設や団体など地域を構成するものが、どういった地域づくりを行ったらよいのかをまとめたものです。

課題の解決や活動を推進して行く方策を5カ年の計画としてまとめています。計画の方向性は以下のとあります。

- ① 住民の持つ福祉ニーズを明らかにし、これを解決するために専門機関や専門職の役割分担を行いながら、住民が自発的な活動と創意工夫を發揮しやすい環境を醸成するための諸活動を展開します。
- ② 住民の福祉問題に対する理解促進の活動や参加促進する諸活動を展開します。
- ③ 住民のさまざまな要望や願いを「福祉のまちづくり」として位置付け、それを実現していくためのソーシャルアクションを展開します。

※第二次綾瀬市地域福祉活動計画から継承しています。

第三次綾瀬市地域福祉活動計画策定の経過

綾瀬市社協の基本理念である「ともに支えあうまちづくりを」の実現に向け「第二次綾瀬市地域福祉活動計画」を基本的に継承しながら、新たな福祉課題への対応を加えています。

計画策定にあたっては、地区社会福祉協議会や福祉施設、ボランティア団体、障がい当事者団体から聴き取り調査を行い、アンケート調査等から見えてくる課題を地域福祉活動推進委員会(計6回)で検討を重ねてまいりました。

また、新たな課題への取り組み内容や綾瀬市社協の取り組みについても計画化しています。

計画の期間と進行管理

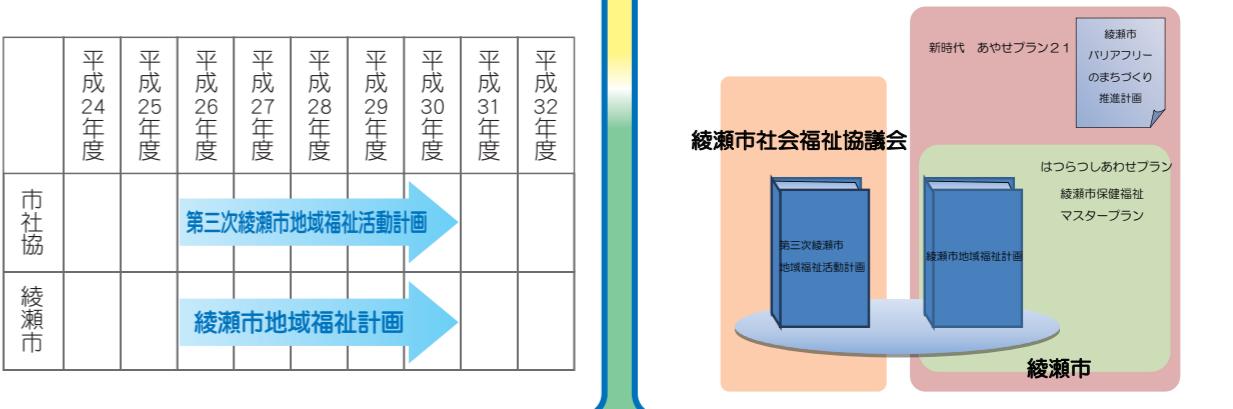
平成25年度までの第二次綾瀬市地域福祉活動計画(5カ年)及び綾瀬市地域福祉計画との連続性、整合性を図る必要があるため、平成26年度から平成30年度までの5カ年の計画としています。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
市社協									
綾瀬市									

他の計画との関連性

様々な計画と連携していくことを配慮し、策定しています。

計画推進にあたっては、綾瀬市地域福祉計画をはじめとした諸計画との連携、協働が重要となります。



基本目標 I

住民参加と協働による地域福祉活動の推進

介護保険制度や障害者総合支援法などが整えられ、高齢や障がい等のために生活に困難を抱えている方々への支援は充実してきました。一方で制度を利用することにより、地域との関わりが希薄となり、地域内でどのような福祉課題があるのかの把握が難しくなってきています。また、平成23年3月に起きた東日本大震災をきっかけに、日ごろから、顔の見える地域づくりについて関心が高まりました。

第二次綾瀬市地域福祉活動計画で、綾瀬市内の14地区に地区社会福祉協議会が設置され、地域にあった活動が行われています。この地域に根差した活動をより活発に、活動しやすい環境づくりを進めてまいります。また、ボランティア活動の担い手、若い世代の活動への参加も促進してまいります。



基本目標 II

福祉団体・施設等との連携・協働で進める地域福祉活動の推進

高齢や障がいのある方への支援は充実してきましたが、地域に住む当事者は、依然として地域での暮らしづらさを抱えています。高齢者、障がい当事者団体同士の連携を持ち、支援に関する情報の共有が図れるよう関係団体や施設との情報交換を図ってまいります。また、学校や地域の方々に、障がい等について理解をしていただき、地域の中でお互いにいきいきと生活できる環境づくりをすすめてまいります。

基本目標 III

生活課題解決に向けて関係機関が連携して取り組む地域福祉活動の検討

市民の福祉ニーズや生活課題を解決していくため、さまざまな相談窓口が設置されています。課題を解決するため、多くの関係団体、施設、相談窓口の関わりが大変重要なになってきます。また、地域同士、地域内の連携や情報交換も必要不可欠です。必要に応じて生活課題を解決していく方法も検討実施してまいります。

切れ目なく地域福祉活動を推進していくため、災害時の連携も重要ですが、平時から連携を持ち、お互いに地域福祉に関しての課題等を共有してまいります。



計画の進行管理

第三次綾瀬市地域福祉活動計画の実施推進主体は綾瀬市社協です。しかし、計画の推進にあたっては、市民の皆様の御理解と御協力が不可欠です。

計画の推進状況は、綾瀬市地域福祉活動計画推進委員会において進行を管理し、推進の担い手である皆様に報告を行いながら進めてまいります。

- 計画の推進主体・・・綾瀬市社協
- 計画の担い手・・・地区社協、福祉団体、福祉施設、行政、ボランティア、市民、綾瀬市社協等
- 計画の進行管理・・・綾瀬市地域福祉活動推進委員会

基本計画 1

地区社協を核とした地域福祉活動の展開

自治会を単位とする地域すべてに地区社会福祉協議会が設置され、活動を推進しています。高齢化が進む地域での新たな担い手の掘り起しや住民が参加しやすい取り組みが課題となっています。また、地域内や近隣の社会資源と連携をして取り組む必要性も表出しています。そこで、以下のような取り組みを通して、地域内や社会資源との横のつながり、新たな活動の担い手の掘り起しなどを行ってまいります。

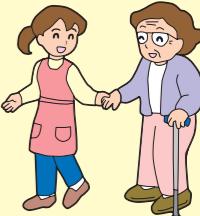
- | | |
|---------------------------|------------------------|
| ・地区内の各種団体との情報交換(住民懇談会)の実施 | ・地区社協同士の横の連携拡大 |
| ・地区内及び近隣の社会資源との交流 | ・地区内の見守り充実 |
| ・アンケート調査など地域の実情の調査 | ・地区社協活動の担い手の掘り起し |
| ・地域ごとの実情にあつた中長期的な目標の設定 | ・世代間交流事業や地域デビュー応援事業の検討 |

基本計画 2

ボランティア活動・福祉教育活動の充実

現在、多くの個人及び団体でのボランティア活動が展開されています。あやせボランティアセンターに登録されている方々のほかにも、地域や学校、施設等でも活動をされている方々がいます。しかしボランティアをされる方にも高齢化が進んでいることや地域での活動の難しさが課題となっています。そこで、以下のような取り組みを通して、ボランティア活動がしやすい環境をつくり、福祉教育を通して障がいを理解しようとする若い世代のボランティア育成にも努めてまいります。

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| ・活動環境の充実 | ・学校との連携による福祉教育の充実 |
| ・ボランティア活動の担い手育成 | ・ボランティア団体・個人の情報共有の場づくり |
| ・ボランティアに関する情報の提供 | ・障がい等の暮らしづらさの理解 |
| ・ボランティアに関する相談体制の整備・充実 | |



基本計画 3

福祉団体・施設等との連携・協働

市内には障がい当事者団体が活動をしています。高齢者や障がい者の施設もあります。誰もが住みやすい地域づくりには障がいや高齢を理由とした暮らしづらさや障がい自体への理解が必要不可欠です。そこで、以下の取り組みを通して、お互いに理解をし、必要な情報が当事者に伝わり、気軽に参加することが出来る地域づくりを進めてまいります。

- | | |
|-------------------|-----------------------------------|
| ・障がい者理解のための事業 | ・職能団体や事業所、ボランティアグループと地域（地区社協）との連携 |
| ・福祉教育などの事業の積極的な活用 | ・施設と当事者団体、その他の団体・個人との接点をつくる |
| ・地域団体との交流 | |



基本計画 4

相談機関との連携強化と新たな福祉サービスの推進

市内のさまざまな生活課題に対して、複数窓口があり、ワンストップで課題解決まで対応できる相談窓口が多くはありません。そこで、以下のような取り組みを通して、相談窓口同士の連携を密にし、課題の共有や情報の伝達などをスムーズに行える体制づくりに努めてまいります。また、地域との関わりを持ち、気軽に相談ができる環境を整えます。

- | | |
|--------------------|---------------------|
| ・住民参加による支えあい事業の検討 | ・地域における相談体制の検討 |
| ・福祉サービスのネットワーク化 | ・福祉施設、相談窓口の課題の共有・整理 |
| ・包括的に権利擁護が行える体制づくり | |

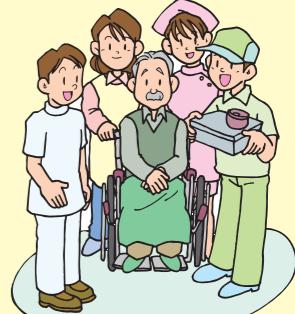


基本計画 5

災害時に強い地域の体制づくり

いつ起きるかわからない災害に備えた地域づくりは、地域にとって喫緊の課題と認識されています。いざという時の情報の共有や地区社協、ボランティアグループ同士の連携などが必要と考えられます。そこで以下の取り組みを通して、平時から関係機関と連携し、災害弱者となりえる方々の把握などに努めてまいります。

- ・平常時からの関係機関との連携
- ・災害時のスムーズな対応が出来る体制づくり
- ・災害時要援護者の把握・情報更新



基本計画 6

地域福祉の将来像の共有

地域福祉活動の推進は、切れ目なく継続することが重要と考えます。第二次地域福祉活動計画で育まれた連携を第三次地域福祉活動計画で発展させ、次の計画につないでいくことを念頭に置き、関係諸団体及び個人と計画の進捗や課題を共有してまいります。

- | | |
|---------------------|---------------------|
| ・第三次綾瀬市地域福祉活動計画進行管理 | ・地域課題の整理 |
| ・地域住民や関係団体との課題の共有 | ・第四次綾瀬市地域福祉活動計画策定作業 |